

# 「産業廃棄物に関する税」について意見報告書

平成17年3月

沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会

## 目 次

### はじめに

#### 【 1 】 産業廃棄物行政における税制の役割

- 1．本県の産業廃棄物の現況と課題
- 2．経済的手法としての税制の役割

#### 【 2 】 沖縄県の税制構想について

- 1．産業廃棄物の処理と他県における税制
  - (1) 産業廃棄物の一般的な処理の流れ
  - (2) 課税方式
- 2．県構想に示された税制
  - (1) 税の導入目的と税制の枠組み
  - (2) 納税義務者
  - (3) 徴収方法
  - (4) 課税標準
  - (5) 税率

#### 【 3 】 税制の在り方について

- 1．離島地域の取扱い
- 2．自社処分に対する課税
- 3．税収の使途
- 4．経済に与える影響
- 5．特別委員の意見
- 6．その他

#### 【 4 】 導入に向けての課題

##### 資料

- 1．他県で導入されている税例
- 2．本県の産業廃棄物に関する税の仕組み
- 3．平成16年度産業廃棄物実態調査（平成15年度実績）の概要
- 4．アンケート調査結果
- 5．産業廃棄物の業種別排出量と税負担額試算
- 6．沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会の検討経過
- 7．沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会委員名簿
- 8．沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会設置要綱

## はじめに

今日の生活環境を良好に保全するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会システムのあり方を見直し、持続可能なものへと転換していくことが求められており、環境に対する負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成が重要な課題となっています。

こうした中、課税自主権の尊重、住民の受益と負担の明確化、地方自治体の課税の幅の拡大などの観点から、地方分権一括法により、新たに特定の政策目的を達成する手段の一つとして、法定外目的税制度が創設されるなどの地方税法の改正が行われ、平成12年から施行されました。これを契機に地方分権の意識の高まりと厳しい財政事情を背景に、法定外目的税の導入に向けた検討が盛んとなり、地方自治体が自主性や自立性をもって自らの判断と責任の下で、地方分権の時代にふさわしい地方政策の展開を図ることが要請されるとともに、その選択が可能となったものです。

本県においては、近年、社会経済活動が進展し、県民生活が豊かになる一方で、廃棄物の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄の頻発など、産業廃棄物対策が重要な課題となっております。このような政策的課題に法定外目的税の導入により財源を確保し、社会経済システムをより望ましい方向へと導くことは、島しょ県としての課題への解決につながる政策税制として税導入の必要性が認められるとともに、今後の地方税の在り方を模索する際の一つの方向として評価しております。

これまでの廃棄物処理法や各種リサイクル法などによる規制的手法や普及啓発等に加えて、経済的手法としての税という政策手段と組み合わせて、市場メカニズムを通じて経済産業活動を環境負荷の少ないものへと誘導することによって、産業廃棄物の排出抑制や循環型利用を促進し、生活環境の保全と経済産業活動の両立ができるような持続可能な経済社会の形成に大きく寄与するものと考えます。

「沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会」においては、平成16年9月に沖縄県が公表した「産業廃棄物に関する税構想」について、産業廃棄物処理の現状と課題を踏まえた上で、本県に望ましい税制の仕組みやその在り方等についてそれぞれの専門的な見地から検討を重ね、この度、検討結果を取りまとめました。専門家懇談会としては、この報告書が「産業廃棄物に関する税」の導入に対する理解を深めると共に、「循環型社会」の形成に向けて県民（各階層）がより積極的な行動を展開していくことを期待しております。

平成17年3月

沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会  
会 長 野 崎 四 郎

## 【 1 】 産業廃棄物行政における税制の役割

### 1 . 本県の産業廃棄物の現況と課題

本県においては、近年、社会経済活動が進展し、県民生活が豊かになる一方で、産業廃棄物の発生量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄・不適正処理の多発等の問題が顕在化しており、産業廃棄物対策が重要な課題となっている。

産業廃棄物の発生量の高水準での推移

県内の産業廃棄物の発生量は、平成 6 年度が約 2 6 5 万 6 千トン、平成 1 1 年度が約 2 1 6 万 6 千トン、平成 1 5 年度が約 2 1 4 万 4 千トンとなっており、依然として高水準で推移している。

最終処分場の残余容量のひっ迫

県内の産業廃棄物管理型最終処分場は、ここ 1 0 数年来、新たな立地がなく、搬入受入れ可能な施設は 2 箇所限定されていることから、残余容量が極めてひっ迫した状況にある。

不法投棄・不適正処理の多発

原野、山林、農地など人目につきにくい場所への廃タイヤや建設廃材等の不法投棄、使用済み自動車の不適正処理など悪質な業者による法違反事例が多発し、行政措置件数や環境犯罪の検挙数も増加傾向にあることから、そうした不法投棄・不適正処理の防止対策の強化が必要となっている。

島しょ県という本県の地域特性は、産業廃棄物処理施設の散在化や海上輸送コストの割高をもたらし、廃棄物の適正処理や効率的なリサイクルを推進していく上で、スケールデメリットを生んでいる。また、県土が狭溢なため、環境負荷の影響も受けやすくなっている。

これらの課題の解決に向けては、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会システムから脱却し、これまでの社会経済活動や県民のライフスタイルを見直し、地域社会における物質循環を進めることにより、生活環境の保全と経済産業活動が両立できるよう、環境への負荷の少ない「循環型社会システム」を創りあげていく必要がある。

### 2 . 経済的手法としての税制の役割

産業廃棄物の排出を抑制し、その循環的利用及び適正処理を推進していくためには、従来の廃棄物処理法による許可等の規制的手法と経済的手法としての「産業廃棄物に関する税」を組み合わせることにより、地域経済社会や県民のライフスタイルのあり方を環境負荷の少ないものへと変えていくことが不可欠となっている。

税という手段の活用は、市場メカニズムを通じて経済的インセンティブを与えることによって、効率的な資源配分を可能にする。例えば、産業廃棄物を排出する側に対してはその発生を抑制し、リサイクルを推進しようとするインセンティブを与える。それと併せて、産業廃棄物から得られた税収を廃棄物の循環的な利用及び適正処理の確保に係る施策に活用することにより、本県の産業廃棄物に係る政策的課題の解決につなげるといいうわゆる二重の配当が期待できる。

## 【 2 】 沖縄県の税制構想について

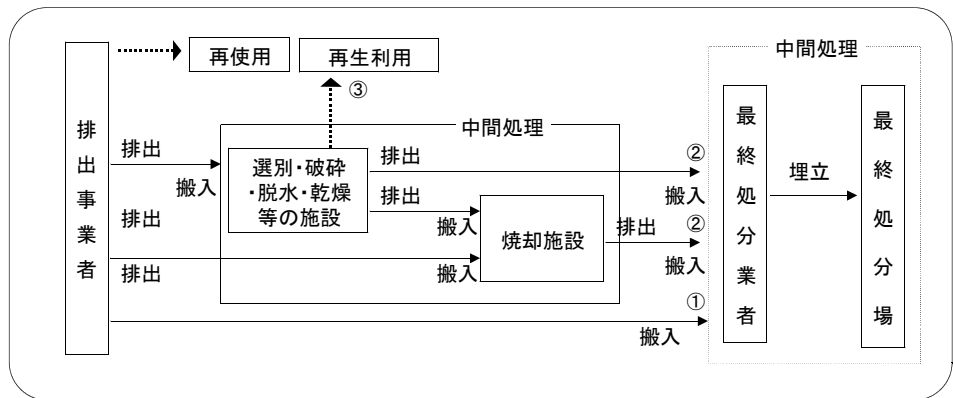
### 1 . 産業廃棄物の処理と他県における税制

県構想においては、「産業廃棄物に関する税」を検討するにあたり、産業廃棄物の一般的な処理の流れとこれまで他県で導入された税制の特徴について検証し、本県にとって望ましい税制の構築を試みている。

#### (1) 産業廃棄物の一般的な処理の流れ

産業廃棄物の処理には、排出、中間処理、最終処分<sup>①</sup>の3段階があり、処理の流れの最終地点として、再生利用と最終処分がある。税制を考える上での、主な処理の流れは次のとおりである。

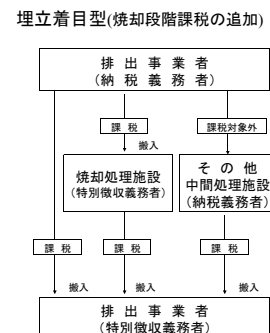
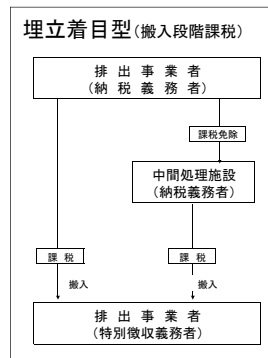
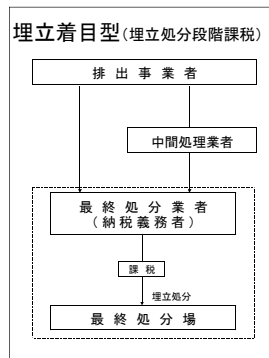
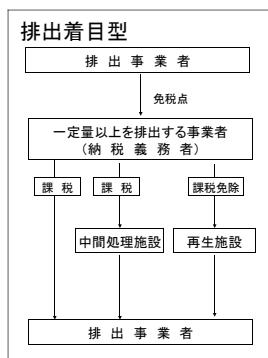
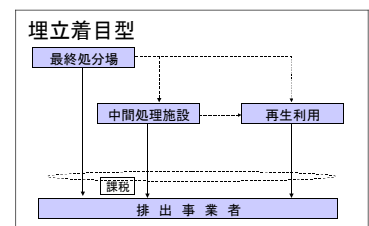
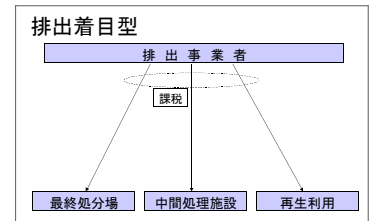
事業者の排出した産業廃棄物が、最終処分場に直接搬入され処分される場合(図中 )  
 事業者の排出した産業廃棄物が、一旦中間処理施設に搬入され選別・破碎・脱水・焼却等の中間処理を経て、その残渣が最終処分場に搬入され、処分される場合(図中 )  
 事業者の排出した産業廃棄物が、中間処理施設に搬入され選別・破碎・脱水・焼却等の中間処理を経て、再生利用される場合(図中 )



#### (2) 課税方式

「産業廃棄物に関する税」の課税方式は、排出の段階に着目した「排出着目型」と最終処分段階に着目した「埋立着目型」に大きく分類される。さらに、「埋立着目型」は、課税段階の捉え方により埋立処分段階課税、処分場への搬入段階課税及び処分場又は焼却施設への搬入段階課税に分類される。(詳細は資料1)

なお、県構想では、本県の産業廃棄物の実態並びに公平・中立・簡素といった課税原則を踏まえ、全国的に最も採用例の多い処分場への搬入段階課税を採用している。



## 2. 県構想に示された税制

平成12年の地方分権一括法に基づく地方税法の改正により、法定外目的税が創設され、現在、多くの地方団体において政策課題の解決手法としてその活用が検討されている。

とりわけ、「産業廃棄物に関する税」は、循環型社会の形成に向けた国民意識の高まりを背景に、産業廃棄物に起因する課題の解決手法として、平成16年度時点において11県1市が導入しており、平成17年度には、九州7県を含む10府県が導入を予定している。

本県の産業廃棄物についても、廃棄物の高水準の発生、廃棄物の質の多様化、最終処分場のひっ迫等の問題が生じており、これまでの法令等による規制的手法や啓発活動だけでは十分な対応ができない状況にある。このため、経済的手法の活用を含めた社会システムの整備が不可欠となっており、本県の島しょ性等を踏まえつつ、廃棄物を極力抑制する環境負荷の小さい循環型社会システムを構築する必要がある。

「産業廃棄物に関する税」は、排出された産業廃棄物に対して課税することで、事業者に対して経済的インセンティブを与え、排出抑制、再使用及び再生利用を促進する効果があり、その効果は本県においても十分に期待できる。

また、この税は目的税であり、税収の用途が産業廃棄物関連施策の充実強化に特定されることから、支出の面からも循環型社会の形成に向けた施策の支援が可能となる。

なお、税制の構築にあたっては、公平・中立・簡素といった課税原則を踏まえることが重要であり、県構想で示された税制もこの観点を念頭に置きつつ検討されている。

### (1) 税の導入目的と税制の枠組み

#### 税の導入目的

本県の産業廃棄物の管理型最終処分場の残余容量は、ここ10数年来、新たな施設の設置がなく非常にひっ迫した状況にあり、その確保が大きな課題となっている。

県土が狭溢な本県では、埋立処分地の確保が困難であり、また、迷惑施設であることによる地域住民の反対、法基準適合施設の設置費用が高額となっていることなどもあり、民間事業者による新たな処分場の設置は厳しい状況にある。このため、県は、産業廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全と健全な経済産業活動の維持発展を支える観点から、公共が関与する産業廃棄物処理施設の整備に向けた取組みを進めている。

しかしながら、これだけではその対策として十分とはいえず、処分場の延命化を図るため最終処分量の減量化に向けた取組みを併せて行う必要がある。その一つとして、税の導入は、排出事業者及び中間処理業者に広く税の負担を求め、市場メカニズムを通じた中間処理による産業廃棄物の減量化や再生利用を促進し、事業者の製造工程や原材料の見直しによる排出の抑制も期待される効果的な手法であり、早急に導入すべきと考える。

さらに、最終処分量の減量化の進展により資源循環と天然資源の消費抑制が促されることから、これまで資源の採取から廃棄に至る各段階で環境に与えていた負荷を低減することにつながり、循環型社会システムの構築に向けた有効な施策の一つとなるものと考えられる。

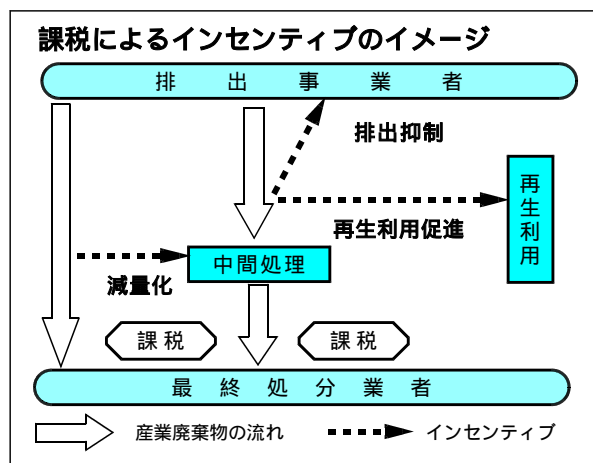
## 税制の枠組み

上記の導入目的を踏まえると、本県が採用すべき税制は、最終処分場へ持ち込まれる産業廃棄物の減量化に最もインセンティブが働く方式が望ましい。それには、県構想と同様に、処分場への搬入段階に課税する方式を採用すべきと考える。

この課税方式は、最終処分場に搬入される産業廃棄物に対して課税することから、これまで最終処分場に搬入されていた産業廃棄物を中間処理へと誘導し減量化が図られる(図中)。

また、中間処理後の残渣に対しても課税することから、中間処理段階における一層の減量化と再生利用の効率化が図られ(図中)、さらには、その税負担が排出事業者へ転嫁されることによって廃棄物の排出そのものを抑制することが期待できる(図中)。

なお、中間処理施設または焼却施設へ搬入された産業廃棄物に対する課税は、中間処理による減量化や再生利用にマイナスの影響を与えることから、この段階において課税することは望ましくない。



## (2) 納税義務者

県構想においては、産業廃棄物を排出する事業者を納税義務者として位置付け、廃棄物の排出量に応じた税負担を求めるとしているが、これは、環境に負荷を与えている者に税負担を求める「原因者負担の原則」に照らしてみても望ましい姿であるといえる。

また、産業廃棄物の排出事業者を税の負担者として位置づけることにより、事業者に対して廃棄物の排出を抑制する効果がより強く働くことになる。

これより、この税制は最終処分量の減量化のみならず、産業廃棄物の排出抑制についても有効に働き、循環型社会の形成に向けた有効な施策となる。

また、中間処理後の残渣については中間処理業者を納税義務者とすることから、排出事業者への税相当額の転嫁を通じ、減量化と再生利用及び排出抑制のインセンティブが働くこととなる。さらに、中間処理業者に対しても、減量化や再生利用の効率を高めようとする方向へとインセンティブが働くこととなる。

## (3) 徴収方法

徴収方法については、課税原則である公平性と簡素性の観点から検討する必要がある。

排出事業者による申告納付方式の場合、排出事業者の税負担感が大きくなり、産業廃棄物の排出に対する抑制効果は、最終処分業者による特別徴収方式より高い税制となる。

しかしながら、この場合、排出事業者が多数にのぼることから、課税客体の捕捉の困難性が増し徴税コストの高騰を招くこととなる。そのため、免税点を設定し一定量以

上の産業廃棄物を排出する事業者を納税義務者とする措置を講ずることにより徴税コストの抑制を図る必要がある。

ところが、税の導入目的のひとつが産業廃棄物の排出抑制であることを鑑みると、免税点を設定することは、その効果を弱め、さらには、税負担の公平性の観点からみても問題がある。

他方、最終処分業者による特別徴収方式は、課税客体の捕捉が容易であることから、徴税コストの抑制も図られ、税制の簡素性の観点から見て望ましい。また、免税点を設定する必要がなく、全ての排出事業者に税負担を求めることにより、公平性を確保することができる。

これらのことから、本県の徴収方法としては、県構想で示された通り、最終処分業者による特別徴収方式が望ましいと考える。

#### (4) 課税標準

最終処分場に搬入された産業廃棄物を課税客体とし、その重量を課税標準とする。

産業廃棄物の搬入量の計量単位については、重量（トン）と容量（ $m^3$ ）が考えられるが、容量は、産業廃棄物の性状や圧縮の度合い等により、数量が変化することから課税標準量の計測単位としては不適當である。

このため、課税標準量を把握する上で客観性があり、計量が容易な重量（トン）を課税標準とすることが望ましいと考える。

また、産業廃棄物の数量は、廃棄物処理法に規定する「産業廃棄物管理票」に記載されていることから、この票を活用し課税標準の数量を捕捉することが可能である。

#### (5) 税率

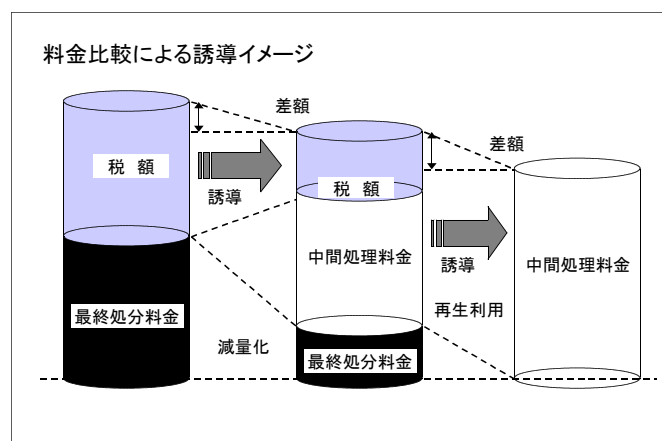
税率の水準が高いほどインセンティブ効果は高くなるが、他方では、高い税負担は不法投棄や不適正処理の増大を招くおそれがある。

「産業廃棄物に関する税」の導入に際しては、納税者の理解が得られる負担水準であることが望ましく、経済活動に対して中立的で、物流の障害とならない程度であることが求められる。

「産業廃棄物に関する税」を既に導入

した県や現在導入を予定している府県においては、トンあたり1,000円の税率を想定している。本県の処理料金の水準はほぼ全国並みであり、税率水準のもたらす効果と事業者への負担を勘案すると、全国と同様の税率が妥当であると考えられる。

また、環境省「産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会」の最終報告においては、各地方団体において税制を導入する際の留意事項として、都道府県間の制度的な格差が生じないようにすべきであるとしている。





## 【3】税制の在り方について

### 1．離島地域の取扱い

離島地域においては、農業以外に大規模な産業活動が少なく、産業廃棄物の発生量が相対的に少ないことから、産業廃棄物処理業が事業として経済的に成り立ちがたい状況にある。

本県は、離島、島しょ県であり、このような本県の地理的、自然的特性を踏まえ、「産業廃棄物に関する税」の本来の理念及び目的のひとつである環境負荷の低減、廃棄物対策の有効な措置という観点から、離島など地域の事情に応じた配慮が求められる。

#### (1) 「併せ処理」の取扱い

離島における産業廃棄物を適正に処理する観点から、排出抑制やリサイクルを推進しつつ一般廃棄物と併せて処理ができる産業廃棄物については、市町村が自らの一般廃棄物処理施設を活用した「併せ処理」に関して柔軟な対応が求められている。

民間の産業廃棄物処理業者が存在しない離島地域においては、本来、産業廃棄物の処理責任を有していない市町村が、それぞれの地域の環境政策上の判断の下、地域の合意形成を図りながら主体的に取り組んでいることを鑑みると、産業廃棄物の適正処理を確保する観点から税制上の配慮が必要であると考えられる。

#### (2) 離島市町村が設置する産業廃棄物最終処分場に対する課税の取扱い

民間の産業廃棄物処理業者が存在していない離島地域においては、地域の生活環境の保全と事業活動に係る負担を軽減するため、市町村が自らの政策として産業廃棄物最終処分場を設置している場合がある。

この場合、島内で発生する廃棄物について、低廉な価格で処理することで島内における適正処理の推進と不法投棄の防止を図っていくことを目的としており、処分場の維持管理費については、島民が負担し補填することを予定している。

このような事例で、産業廃棄物に対して課税し、島民に新たに経済負担を求めることは、地域の環境政策上の整合性を欠き、逆に効果がマイナス方向に作用する可能性があることから、産業廃棄物の適正処理を確保する上で、税制の配慮が必要である。

### 2．自社処分に対する課税

産業廃棄物の処理については、「排出者責任の原則」に基づき、排出事業者が自ら処分するか又は処理業者へ委託して処理することによって、その責任を果たさなければならない。自社処分又は委託処理に関わらず、排出事業者が排出した廃棄物を埋立処分することで環境へ負荷を与えている点では同等であり、原則として双方に対して課税すべきである。

しかしながら、島しょという地理的不利性により、県内でその処理を完結せざるを得ない本県の状況を鑑みると、排出事業者が自社処分することは、民間処理業者の有する管理型最終処分場の延命化と産業廃棄物の適正処理体制の確保に寄与している一面も有している。

そのため、事業者が自らの事業活動により排出した産業廃棄物を処理業者に委託することなく、自己の施設内において中間処理から最終処分までを自らが行っている場合については、課税の際に一定の配慮を検討する必要もある。

### 3. 税収の使途

「産業廃棄物に関する税」は、税収の使途が特定されている目的税であり、その税収の活用により支出の面からも税の導入目的を高めていくことが期待できる。このことから、税制を構築する上で税収をどのような施策に充てるかが重要となる。

また、新たな税負担を求めるには、県民や税の負担者の理解と協力を得ることも重要である。そのため、県は税負担に対応した新たな施策を具体的に提示するとともに、税収の使途を透明化することも必要となる。

県構想においては、「産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進」「公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備促進」「産業廃棄物処理業の優良化の促進」「不法投棄等の防止対策」など、循環型社会の構築に関する施策に係る経費に充てるために税負担を求めるとしている。

県が実施したアンケート調査結果においても、推進すべき施策として「公共関与による管理型最終処分場の整備」「リサイクルや排出抑制の整備等への支援」「不法投棄や不適正処理対策の強化」などが、順に挙げられている。また、特別委員からも、「民間の産業廃棄物処分場等が存在する市町村の環境対策に対する支援」「新たなリサイクル事業への支援」等についての提案がなされたところである。

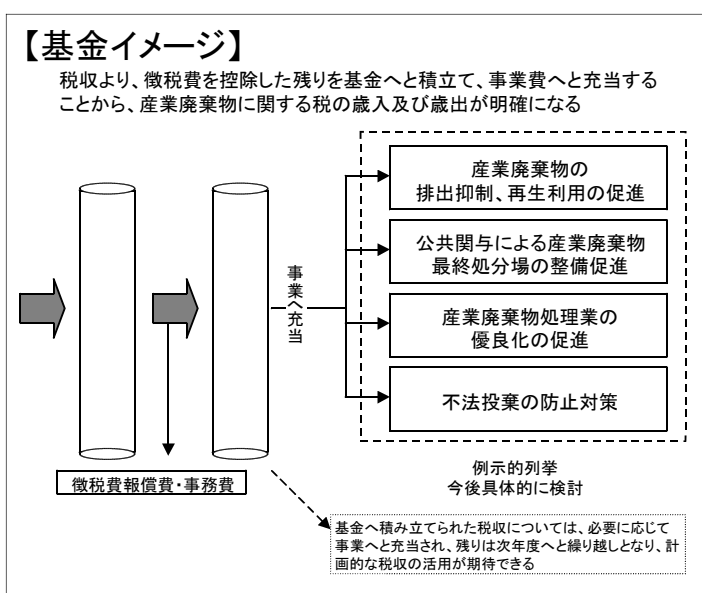
しかしながら、税収の規模は限られており、今後、産業廃棄物の再生利用や埋立量の減量化の進展に伴い税収は減少していくことが予測される。このことから、産業廃棄物政策を効果的に推進するため、使途目的

の優先順位を明確にし、重点的に配分する必要があると考える。

さらに、税収の使途の透明性を確保する観点から、基金を設置することが望ましく、また、このことによって長期的な計画の下での施策の展開が可能となる。

### 4. 経済に与える影響

環境へ過重な負担をかけない経済社会を構築するためには、環境と経済を別個の領域として切り離して考えるのではなく、両者を同時に考慮し一貫性・整合性のある政策決定を行うべきである。とりわけ、閉ざされた島しょ環境で構成されている沖縄県においては、「環境と経済の統合」による循環型社会を構築することにより、初めて島しょに過大な負荷を与えない形での経済社会の持続的な発展が可能となる。つまり、環境と経



済は統合されるべきものであり、環境保全に悪影響を与える要因を除去することにより、社会的厚生の上昇が期待されよう。

「産業廃棄物に関する税」の導入に関しては、課税による直接的な効果（排出抑制、再使用、再生利用等の促進）と、税収を廃棄物施策に充てることにより生じる間接効果により、社会的厚生がより一層高まるものと考えられる。

確かに、昨今の厳しい経済情勢の下での新たな税の賦課は、当然のことながら排出事業者に対し追加的な負担を強いると共に、最終的には社会の構成員に対しても一定の影響を与えることも想定される。「産業廃棄物に関する税」の導入に伴う税収額は、現時点では約2億4千万円が見込まれており、そのうち建設業と電気・水道業が各々約1億円の直接的な影響を受けることとなっている。

しかしながら、循環型社会の構築という時代の潮流に個人、企業を問わず取り組まなければならない状況下にあっては、環境への配慮を無くして正常な産業活動はなしえない。特に、県土が狭溢で、処分地の確保が困難な本県において、処分場の残余容量が逼迫している現状をこのまま放置することは産業活動全体のコスト増大を招来し、やがては社会全体の負担増となり地域住民に転嫁され、社会的厚生の下をきたすおそれがある。適切な対策を速やかに講ずる必要性がここにある。

他方、「産業廃棄物に関する税」の導入は、単に県民の生活環境の維持改善効果に止まらず、税収による廃棄物関連施策の推進により、資源循環ビジネスにつながることを期待されている。そのことは、質の高い観光リゾート地の形成を図り観光立県を目指す本県にとっては特に重要である。

以上のことから本税制は、産業活動を支えるソフトインフラとしての役割を担う政策税制としての可能性が極めて高いといえよう。

ちなみに、本県とほぼ類似の経済規模（県内総生産）を擁する宮崎県や佐賀県の「産業廃棄物に関する税」の税収規模は、概ね本県と同程度と想定されており、本県の税収規模が特段大きいとはいえない。また、税額が価格に上乗せられた場合の県経済への波及効果も限定的な水準に留まることが予想されるなど、現在想定される税額での経済的な影響は、マクロで見ると比較的軽微なものと想定される。

## 5. 特別委員の意見

専門家懇話会の中で、排出事業者の団体、産業廃棄物処理業の団体、消費者団体から推薦された特別委員より意見聴取を行った。

各特別委員とも産業廃棄物に関する税の導入趣旨に異論はなく、税の導入については全ての委員が基本的には賛同した。なお、税の導入に際して以下の意見がだされた。

産業廃棄物を自ら設置した処分場で処分する者に対して、処理業者に委託し処理する者と同様に課税することは、排出者責任、課税の公平性、税導入目的等の観点から問題があるのではないかと。（排出事業者団体・消費者団体）

電気事業者については、公共性が強く、また、税コストが電気料金に転嫁されることから、製造業のコスト増となり競争力の低下につながり、経済へ悪影響を及ぼすのではないかと。（排出事業者団体）

電力事業者は、公有水面埋立法に基づき県より免許を受け、また、石炭灰を有効利用

し埋立を行っており、多額の費用を出しているにも関わらず、産廃税を課税することは行政としての一貫性を欠くのではないか。(排出事業者団体)

税導入により経費が増大することについて、公共工事等において排出事業者のみの税負担とならないよう考慮が必要である。(排出事業者団体)

これまで産業廃棄物処理業者任せの処理であったが、税導入により官民の共通認識のもとで廃棄物処理に取り組むことができ、また、廃タイヤの園芸利用などの様に新たなリサイクルができると考える。(排出事業者団体)

優良業者等については何らかの恩恵等を受ける措置がある方がよいのではないか。(排出事業者団体)

産業廃棄物の中間処理及び最終処分場が所在する市町村に対する施設周辺環境対策の支援の要望。(市町村)

税金を活用したリサイクル活動の支援。(市町村)

税金による産業廃棄物の減量化に向けた施策の推進。(市町村)

多くのリサイクル関連法が施行されているが、県民や企業へ浸透していない現状があり、税導入が意識付けの動機になるのではないかと考える。(消費者団体)

税導入の目的を消費者まで届かせる努力が必要である。学校現場を利用した廃棄物適正処理に向けた勉強会等も必要である。(消費者団体)

処理料金を貰う立場の処理業者が処理費用に料金転嫁ができるよう配慮して欲しい。(産業廃棄物処理業団体)

産業廃棄物が収集運搬、中間処理、最終処分の過程を経て処理された場合の課税対象数量の把握方法について考慮して欲しい。(産業廃棄物処理業団体)

## 6. その他

### (1) アンケート調査

排出事業者及び産業廃棄物処理業者の意向把握調査について

本県が平成16年9月に公表した産業廃棄物に関する税構想を基に、産業廃棄物に関する税について県内事業者の意向を把握するため、製造業や建設業等の排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象に、それぞれの関係団体の御協力の下でアンケート調査を実施した。

調査は、各団体所属の会員等から抽出した608事業所(418排出事業者、190処理業者)を対象にアンケート調査票を送付し、207事業所(124排出事業者、83処理業者)から回答を得た。

産業廃棄物に関する税導入の是非について

導入について賛成( )内は早期導入すべきとした者)

排出事業者：73% (14%)

処理業者：65% (13%)

導入について反対：

排出事業者：22%

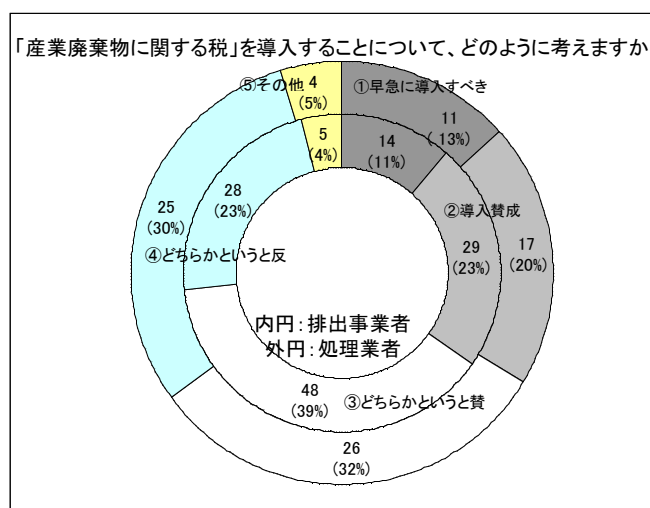
処理業者：30%

賛成理由（回答が多い順）：

- ・ 税収の活用によりリサイクルの推進・処理施設の充実が図られる
- ・ 事業者の意識変化により排出抑制が図られる
- ・ 再使用や再生利用の取り組みが推進され、廃棄物の減量化が図られる
- ・ 税の導入は、廃棄物の再使用・再生利用を図る循環型社会の形成に向けた時代の流れである

反対理由（回答が多い順）：

- ・ 税導入による経済的負担が増える
- ・ 税導入で不法投棄等が増えるおそれがある



## (2) 米軍基地から排出される産業廃棄物の取り扱い

沖縄県には、全国の米軍専用施設の約75%が集中しているものの、在沖米軍基地内には廃棄物処理施設が整備されていない。このため、米軍基地から排出される廃棄物については、県内処理業者が収集し基地外へ運搬後、分別・焼却等の中間処理と最終処分が行われている。

処理業者からの報告及び県の聞き取り調査によると、米軍基地から排出される廃棄物の量は年間約3万9千トンとなっており、そのうち、基地内に居住する約5万人の軍人・軍属の家庭等から排出される生活系の廃棄物が約3万4千トン、汚泥や金属くず、廃プラスチック類、感染性廃棄物などのマニフェストで管理されている産業系の廃棄物が約5千トンとなっている。なお、米軍基地内への立ち入りが容易でないことから、処理等の実態について詳細を把握できない実状にある。

米軍基地から排出される廃棄物に関しては、排出者責任の趣旨に則り、米軍等において廃棄物の適正な処理体制の整備を求められているところである。

これらのことを踏まえ、基地からの産業廃棄物についても、公平性の観点から当然に応分の負担を求めるべきであると考えます。

## 【4】導入に向けての課題

### (1) 排出事業者、処理業者及び県民への周知及び意見聴取

「産業廃棄物に関する税」の導入は、排出事業者や処理業者に対して新たな負担を求めることとなる。そのため、排出事業者等の理解を得られるように意見聴取の場を十分に持つ必要がある。

さらに、最終処分業者による特別徴収や料金への上乗せによる税負担の転嫁が円滑に行われるよう、税の導入に際して事業者や県民への広報活動が重要となる。

また、このことは、「産業廃棄物に関する税」が産業廃棄物関連施策の一つであるとの認識の下、廃棄物の減量化、リサイクルに向けた取り組みに向けた意識啓発等につながるものとする。

### (2) 不法投棄・不適正処理の対策

県において税の導入に向けた今後の検討を進める際には、税の負担が不法投棄や不適正処理による税の回避行動につながらないように、不法投棄や不適正な処理に対する監視体制の強化等に関する施策を併せて検討していく必要がある。

### (3) 産業廃棄物処理法の適正な運用

この税制の適正かつ円滑に運用されるには、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物の適正処理、産業廃棄物管理票の交付義務及び帳簿記載義務等の法的事項の履行が必要不可欠となる。

とりわけ、この税の課税客体は、産業廃棄物管理票と帳簿により補足されることから、これらの帳票等の適正な運用が税制の公平性と信頼性へとつながる。このため、県はこれらの適正な運用とその記載内容の精度を高める努力が必要である。

### (4) 産業廃棄物関係の情報の管理

今後、税の導入による効果やその影響等について検証し、税制とその用途を上手く掛け合わせた施策を展開していくことが望まれる。このためには、産業廃棄物に関するデータ等の収集と整理に努め、将来の検証に備えなければならない。

# 資 料

- 1．他県で導入されている税例
- 2．本県の産業廃棄物に関する税の仕組み
- 3．平成16年度産業廃棄物実態調査(平成15年度実績)の概要
- 4．アンケート調査結果
- 5．産業廃棄物の業種別排出量と税負担額試算
- 6．沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会の検討経過
- 7．沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会委員名簿
- 8．沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会設置要綱

# 1. 他県で導入されている税制

類型	(A)	(B)	(C)	(D)
徴収方法	排出着目型 申告納付	申告納付	埋立着目型 特別徴収(申告納入)	埋立着目型 + 焼却段階課税 特別徴収(申告納入)
導入県	三重県・滋賀県	北九州市	青森県・秋田県・岩手県・鳥取県・岡山県・愛知県・広島県・山口県・奈良県・新潟県・熊本県	福岡県・佐賀県・長崎県 大分県・宮崎県・鹿児島県
概要図				
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者の直接税負担を求めるとで直接的に排出抑制が働く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立処分量抑制、処分場の延命化が図られる</li> <li>課税コストの捕捉が容易で、徴税コストが小さい</li> <li>税制として簡素であり、公平な税負担となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立処分量抑制、処分場の延命化が図られる</li> <li>課税対象等の捕捉が容易で、徴税コストが小さい</li> <li>簡素な税制であり、公平な負担となる</li> <li>焼却時も課税することで、排出の抑制効果がより働く</li> <li>焼却以外の中間処理段階で課税しないことから減量化や再生利用促進の動機付けとなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋立量の減量化、処分場の延命化が図られる</li> <li>課税対象等の捕捉が容易であり、徴税コストが小さい</li> <li>簡素な税制であり、公平な負担となる</li> <li>焼却時も課税することで、排出の抑制効果がより働く</li> <li>焼却以外の中間処理段階で課税しないことから減量化や再生利用促進の動機付けとなる</li> <li>他県との税率の調整が図られる</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間処理に課税することから、減量化、リサイクル促進の動機付けが弱い</li> <li>納税義務者数が膨大となり捕捉が困難となることから徴税コストが大きくなる</li> <li>免税点を設定した場合、公平性に欠ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出抑制効果が最も低い</li> <li>料金転嫁の形で税負担を求めると排出事業者への排出抑制効果・減量化・リサイクル促進が間接的なものとなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出抑制効果は(B)より高いが、(A)に比べ間接的なものとなる</li> <li>特別徴収義務者が税を徴収するため、排出事業者の税負担は間接的なものとなる</li> <li>特別徴収義務者に対して新たな事務負担が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別徴収義務者が税を徴収し申告納入するため、排出事業者の税負担は間接的なものとなる</li> <li>特別徴収義務者に対して新たな事務負担が生じる</li> </ul>

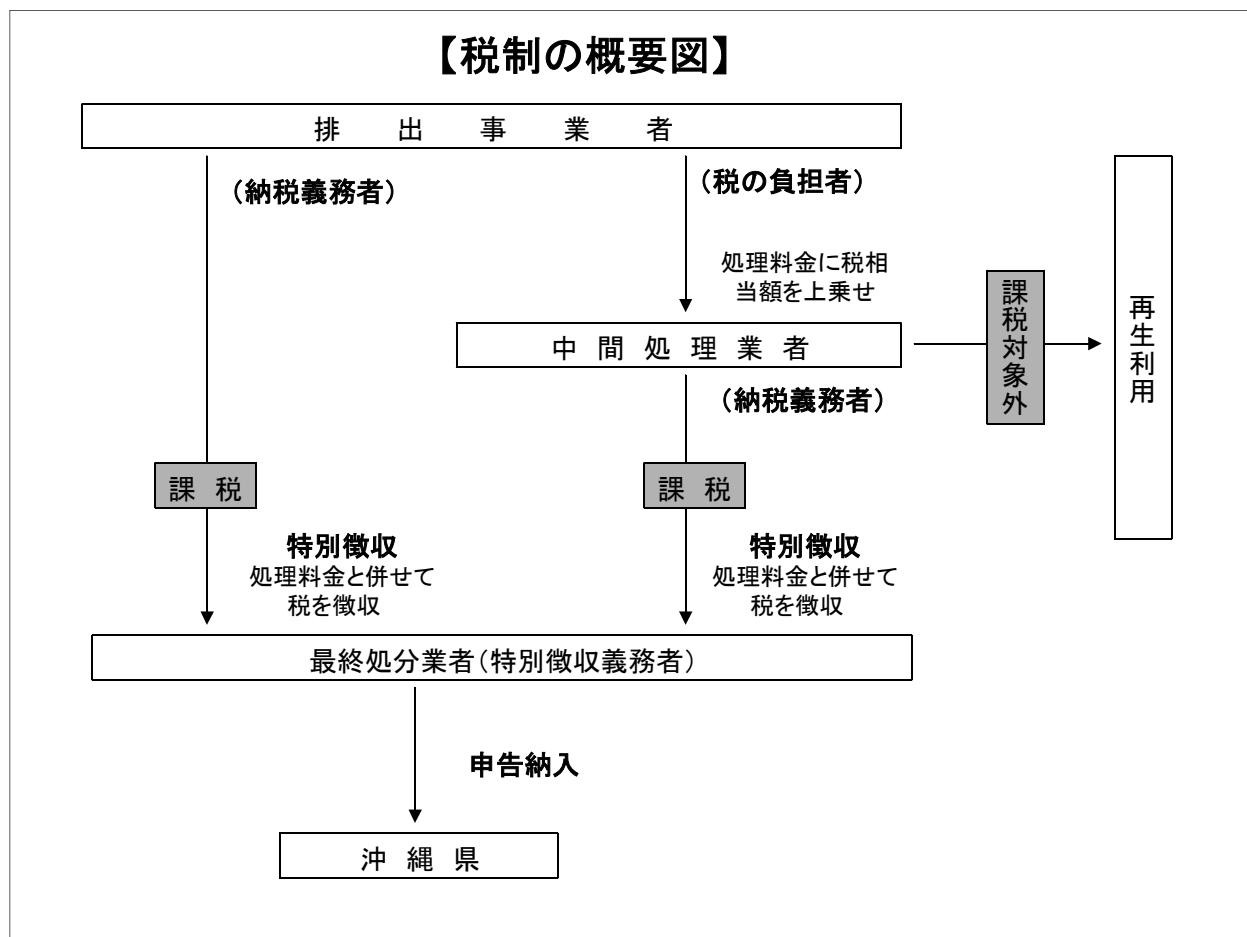


## 2. 本県の産業廃棄物に関する税の仕組み

### 【産業廃棄物に関する税の概要】

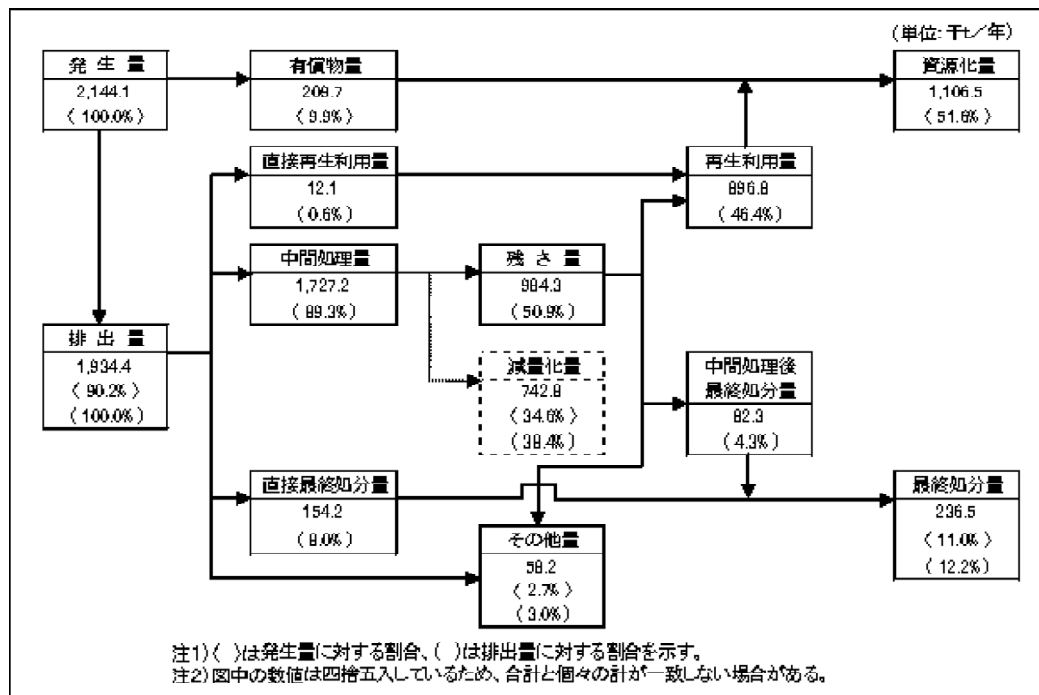
目 的	産業廃棄物の排出抑制、再生利用及び適正処理の促進を図るため
課 税 客 体	最終処分場に搬入された産業廃棄物 ※ 中間処理を経て最終処分される産業廃棄物については、中間処理後に最終処分場に持ち込まれる残さが課税客体となります
納税義務者	最終処分場に搬入された産業廃棄物を排出した事業者 ※ 中間処理後の残渣については、中間処理業者が納税義務者となります
徴 収 方 法	最終処分業者による特別徴収 ※ 排出事業者・中間処理業者が、自己の設置する哀愁処分場で処分する場合は申告納付となります
課 税 標 準	県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量
税 率	1トンあたり1,000円
税 収 規 模	2億円程度(平成16年度沖縄県産業廃棄物実態調査結果より)
税 収 使 途	産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進 公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備促進 産業廃棄物処理業の優良化の促進 不法投棄等の防止対策

### 【税制の概要図】



### 3. 平成16年度産業廃棄物実態調査（平成15年度実績）の概要

平成15年度における産業廃棄物の発生量（農業を除く）は214万4千トンで、有償物量の21万トンを除いた排出量は193万4千トンとなっている。業種別では電気・水道業が最も多く、以下、建設業、製造業の順で、3業種で排出量全体の97.8%を占めており、種類別では汚泥、がれき類、ばいじん、動植物性残さの順で、4種類で排出量全体の90.5%を占めている。その発生・排出から処理・処分の流れは図のとおりである。



平成11年度以降、排出量は、ほぼ同水準で推移しているものの、中間処理による減量化量は4.8%（2.4ポイント）再生利用量は12.0%（5.4ポイント）といずれも増加しており、その結果、最終処分量は31.4%（5.8ポイント）と大きく減少している。

再生利用量の増加率については、がれき類（主に建設業）が最も大きく寄与しており、この他の種類では、汚泥（主に製造業）、ばいじん（主に電気業）等があげられる。中間処理による減量化量については、電気・水道業の汚泥がその大部分を占めているが、増加率に最も大きく寄与している種類としては、動植物性残さ（主に製造業）があげられる。

最終処分量の減少率については、がれき類（主に建設業）が最も大きく寄与しており、この他、ガラス・陶磁器くず（主に建設業）、汚泥（主に製造業）等があげられる。

一方で、ばいじん（主に電気業）のように排出量が増加したため、再生利用量だけでなく、最終処分量も増加した種類も認められる。

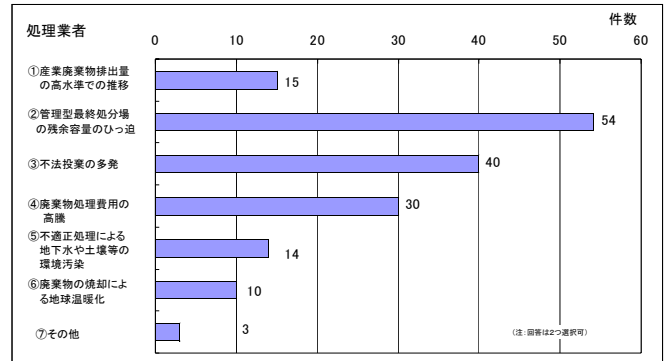
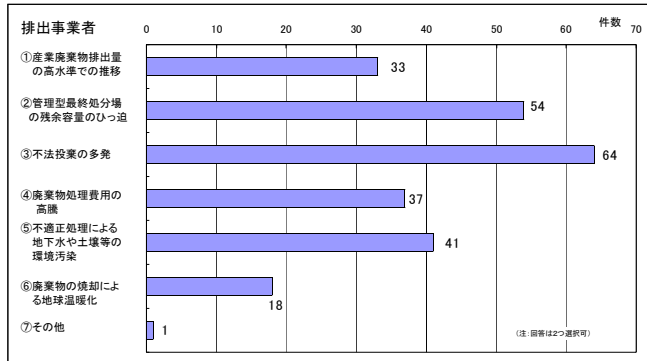
(単位:千t/年)

	平成11年度	平成15年度	11年度との比較
発生量	2,166	2,144.1	1.0%減少
有償物量	222	209.7	5.4%減少
排出量	1,944	1,934.4	0.5%減少
排出量	1,944 (100%)	1,934.4 (100%)	0.5%減少
再生利用量	801 (41%)	896.8 (46.4%)	12.0%増加
減量化量	709 (36%)	742.8 (38.4%)	4.8%増加
最終処分量	344 (18%)	236.5 (12.2%)	31.4%減少
その他量	89 (5%)	58.3 (3.0%)	34.8%減少

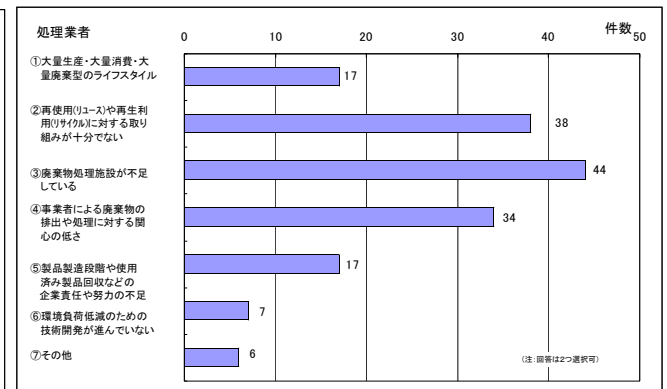
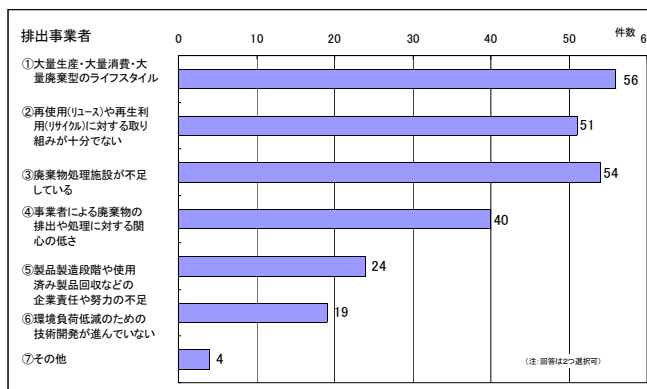
注) 表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の計が一致しない場合がある。

## 4. アンケート調査結果

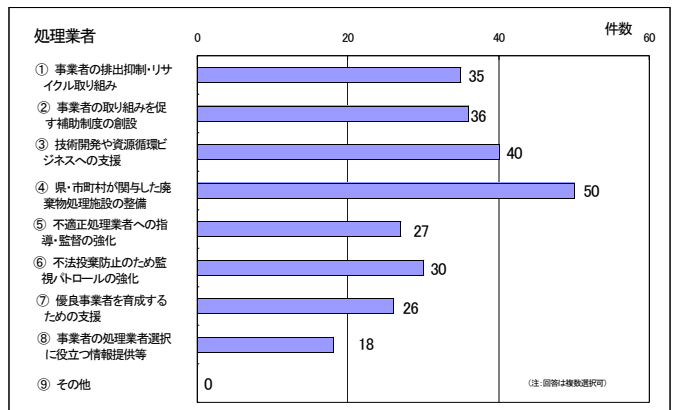
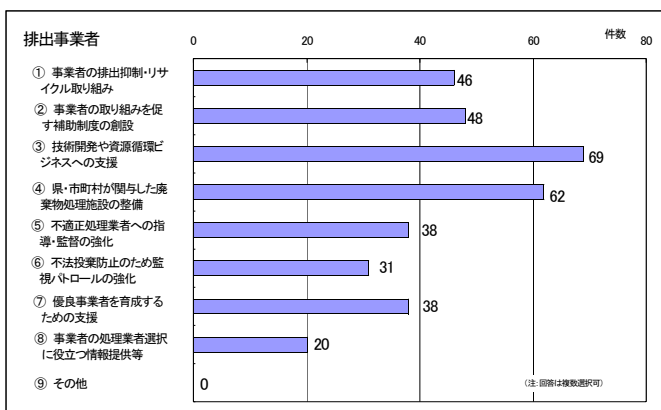
問1 県内の産業廃棄物の処理において、最も重要かつ早急に取り組むべき課題は何だと考えますか。下記のうちから、最も適当と思われるものを2つ選択し、印を付けて下さい。



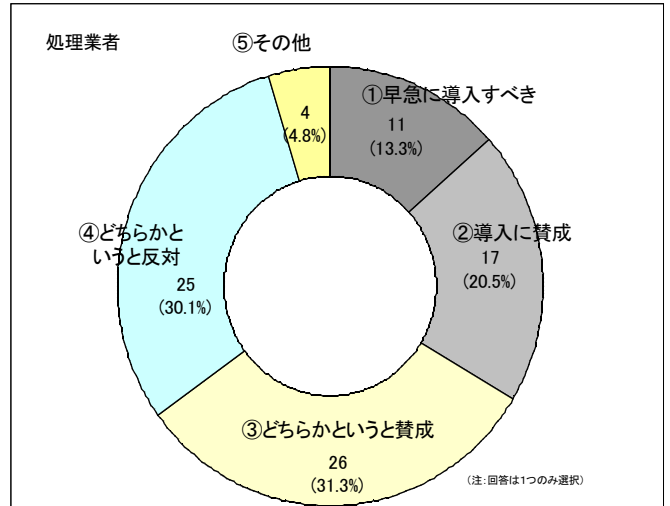
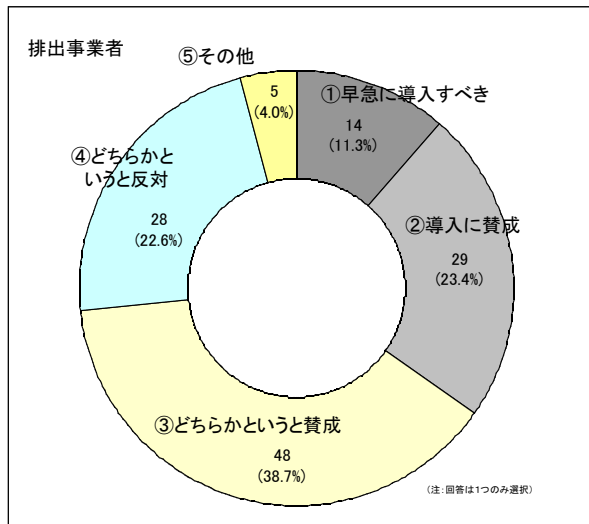
問2 問1の課題について、その原因をどのように考えますか。下記のうちから、最も適当と思われるものを2つ選択し、印を付けてください。



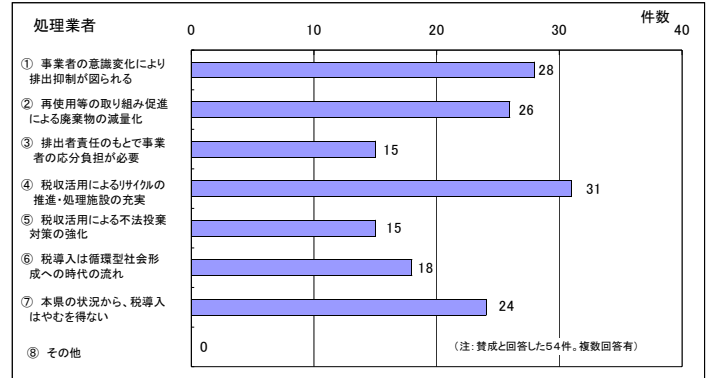
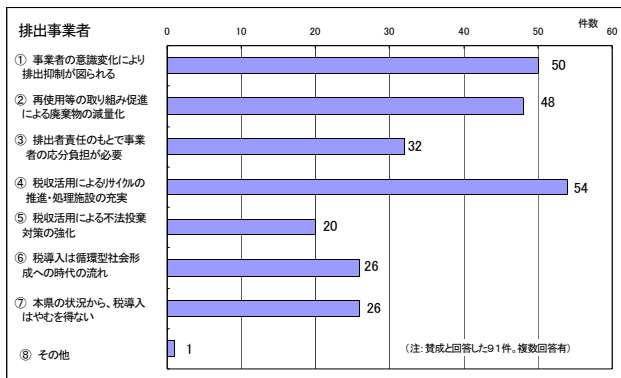
問3 産業廃棄物における課題の解決のため取り組むべきことは何と考えますか。下記のうちから適当と思われるものを選択し、印を付けてください。(複数選択可)



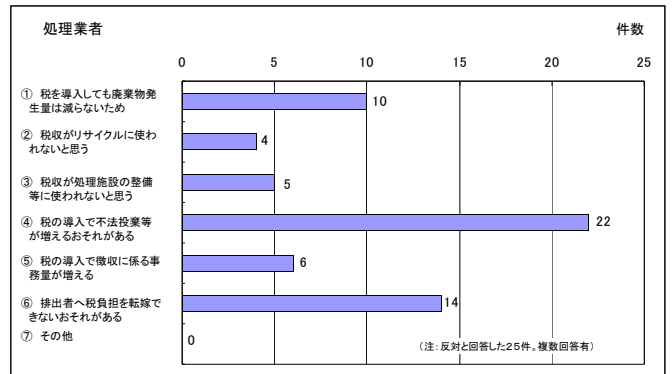
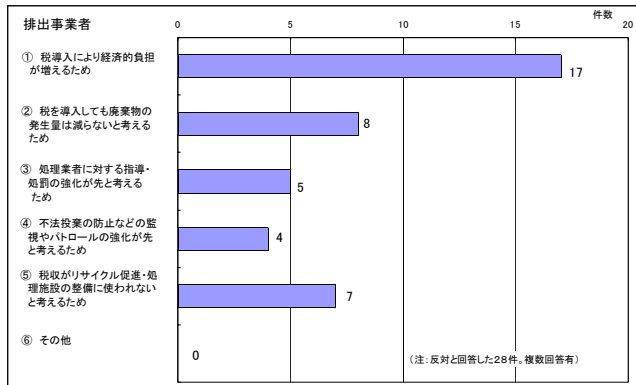
問4 「産業廃棄物に関する税」を導入することについて、どのように考えますか。下記のうちから最も適当と思われるものを、1つ選択し 印を付けてください。



問5 (問4で ~ と回答のみ)「産業廃棄物に関する税」の導入に賛成する理由はどのようなことからでしょうか。下記のうち最も適当と思われるものを選択し 印を付けてください。(複数選択可)

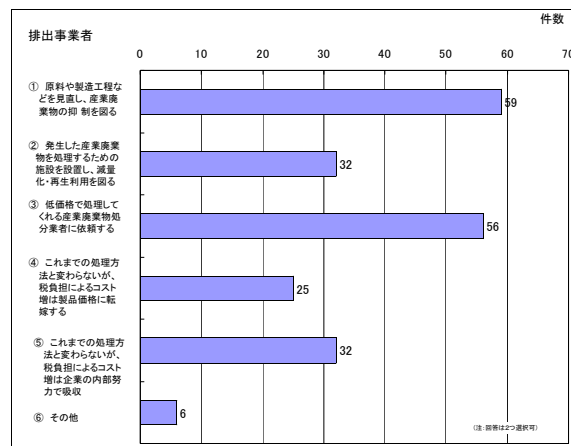


問6 (問4で ~ と回答された方のみ)「産業廃棄物に関する税」の導入に反対する理由は、どのようなことからでしょうか。下記のうちから最も適当と思われるものを選択し、 印を付けてください。(複数選択可)



( 排出事業者のみ )

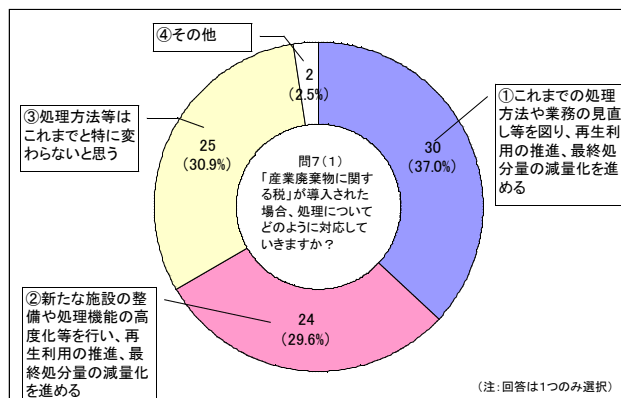
問7 「産業廃棄物に関する税」が導入された場合、貴事業所においては、今後どのように対応していきたいと考えますか。  
 下記のうちから最も適当と思われるものをそれぞれ2つ選択し、 印を付けてください。



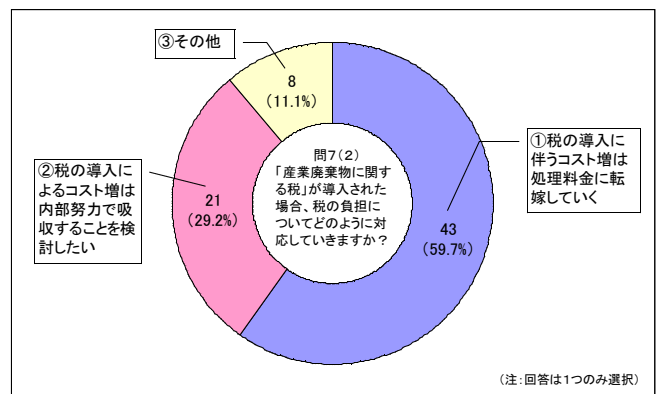
( 処理業者のみ )

問7 「産業廃棄物に関する税」が導入された場合、あなたの事業所においては、今後どのように対応していきたいと考えますか。廃棄物処理のあり方及び税負担に関し、下記のうちから最も適当と思われるものをそれぞれ1つ選択し、 印を付けてください。

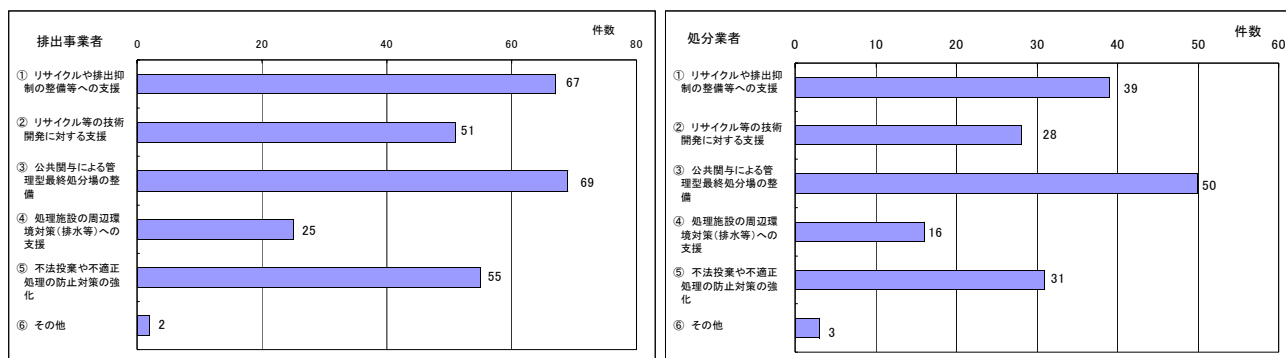
( 1 ) 廃棄物処理のあり方について



( 2 ) 税負担について



問 8 「産業廃棄物に関する税」の税収を活用し、どのような施策を推進すべきと考えますか。下記のうちから最も適当と思われるものを選択し、印を付けてください。(複数選択可)



問 9 その他、廃棄物行政等に関して御意見等がございましたら、お聞かせ下さい。

## (排出事業者)

導入に「賛成」と回答

導入すれば生活スタイルが変化し、自ずとゴミ減量につながる。

本来、産業廃棄物については、それぞれの業者及び利用者が適正に処理すべきであると考え、問 3 の総合施策を推進するための税であればやむを得ないものとする。

1. 産業廃棄物に関する税構想については、沖縄県における廃棄物処理の実態を踏まえたやむを得ない処置であるとする。

2. しかし、厳しい経済情勢下で、特に困難な経営を強いられている中小企業にとって、新たに課税されることは、経営をますます悪化する要因となることから、課税額は最少額とすべきである。

廃棄物が出るのは仕方がないが、前向きに取り組むべきである。廃棄物の中から再生利用できるものについては再生利用を行い、また、それがさらにリサイクルされて使用できれば幸いである。

沖縄県においては、県や市町村、業者が一体となつての取組がまだまだなされていないと思う。また、行政や警察等が連携した不法投棄取り締まりの体制を確立し、法の整備も含め、強固に取り組むべきである。

企業は成長と存続こそが存在意義であり、廃棄物を減らすために成長を止めることはできない。沖縄の発展のためにも行政には長期的視点での産業廃棄物処理システム確立のリーダーシップを望む。

廃棄物は少なくなるとは思われる。リサイクルを産業として成立させるようにすることが必要である。

新税の創設も仕方ないとおもすが、廃棄物リサイクル及びゴミ減量に努力し、貢献した者へそれなりに優遇減税を考えたらいいのではないかと。

処理費の高騰になると不法投棄が増える心配がある。不法投棄を徹底的に取り締まり、不法処理等の問題が発生したら、迅速に指導し差し止め等を即行う等の対策が必要。

産業廃棄物の排出抑制と再生利用の促進のためには必要と思うが、税収の有効利用(業者の育成及び取り巻く環境の整備等)が重要になる。

反対ではなく、趣旨も理解できるが材料の高騰や、景気の状態を考えたら非常に厳しい状態が続くとと思われる中での負担増は、事業を運営していくうえで苦しいのが現状。

事業主の経済的負担が増加することは望ましいことではないが、大局的にみると産業廃棄物は早急に解決しなければならない問題であり、それを前進させるための起爆剤とするため、税構想は積極的にではないが賛成である。

排出事業者が不法投棄や減量等の方法は不可能。県民個々に廃棄物処理税を認識させた上で、元締めの方で税を徴収しておいて、一般県民は何時でも、何処でも廃棄物処理を無料で出せるシステムが、一番の近道であり、不法投棄の抑制につながると思われる。

構想の趣旨に基づく税の導入自体には賛成であるが、自ら処分を行う事業者に対する課税については反対である。

## 導入に「反対」と回答

公平に課税すべき県民、国民への負担を何処まで義務づけできるかによって、日々の廃棄物処理が、その都度重荷にならないよう本当に公平に負担ができる方法は、製品課税で（量ではなく）あると思う。

最終処分場のひっ迫は、先送りすればする程、手の施しようが無くなるほど沖縄県にとって最重要課題であると思うので、強いリーダーシップで早急に取り組んで欲しい。地域との話し合いや環境調査に何年もかけて取り組むような悠長な時間はないと思う。

販売する段階でリサイクル処分料を付加すれば、不法投棄がなくなるのでは？

製造業における市場環境は厳しく、低価格商品しか売れない現状では「税」導入を商品価格に転嫁できない。

施策に対して税金を投入し、公的関与を積極的に行うことについては賛成であるが、そのための資金繰りに増税し対応していく安直な姿勢はいかがなものかと考える。

産廃の処理においては、現在でも多額の出費があり、これ以上の負担は、企業経営を著しく圧迫する。製造業の立場から考えると、海外のことは別として、県内において早期導入することは、脆弱な企業体質から考えても国内の競争力の低下につながると考える。

消費税の様に国全体で同時に税を導入するならば、影響も少ないと考えられる。県単位で導入するならば、一番最後の県となればよい。

国・県・市などの処理施設を利用することを、今までより高い設定で有料にすれば、税はいらないと思う。

製品の製造業者並びに輸入業者段階で責任をとってもらおう廃棄物税の検討と地域への物流量に見合った納税義務事業者の選定が先決であると考ええる。

各市町村に産業廃棄物一時置き場を設置し、処理業者に週2回程度の回収義務を課し、輸入、製造業者へその費用（支援金等）を配分し割り当てる。

リサイクル法で既にかかなりの経費がかかっている。

中国製品の輸入等で、価格競争は企業の存続を危うくする程進んでいるのに、原油高騰によるコスト増を価格に転嫁できない現状で、これ以上の負担増に中小企業は対応できない。

課税制度の本元は、処理施設の不足と不法投棄の防止にあると思われる。経済が活発化するとどうしても廃棄物の量は比例し増加するが、その減量化を図るとなると消費抑制施策につながるからである。

また、税の確実な徴収方法は、大手業者（製造・輸入）によることが望ましい。

## 処理業者

### 導入に「賛成」と回答

廃棄物の処理は経済活動の根底であり、避けてはとおれない。行政の立場から最終処分場の支援施策をお願いしたい。

税について取り組みが遅すぎる。真っ先にやってしかるべき。リサイクルや資源循環ビジネス等に対するバックアップが必要である。

本県の環境保全策等を実施するため、税導入による財源確保を早急を実施すべき。税導入に際しては、観光産業の活性化を勘案し、産廃税と観光税を包括した独自の環境税とし、使途に産廃施設のみならず観光施設の整備も考慮してはどうか。県による一層のリーダーシップを発揮し、特色ある税制度にしてほしい。

リサイクルの技術開発に関する情報交換の場を県が中心となってつくってほしい。

排出事業者の認識不足やリサイクル推進の努力不足が大きい。廃材のリサイクルが進んでいないため、リサイクル指導や施設整備等に対する支援が必要。

税により最終処分場を造ることで処理費用の高騰と不法投棄を防げる。

民間と県、市町村が一体となって処分場建設に取り組むべき。管理型最終処分場の早期建設が必要である。

税の導入により不法投棄が増えないか心配。

不法投棄の多発は、最終処分場の不足による処理費用の高騰による。県立処分場が必要。

不法投棄を県条例を制定し罰則強化すべき。また、取締りを民間に委託することも一案。

排出事業者から値下げや税負担の要求などの問題が予想されることから、排出事業者（特に建築土木）の指導が大事である。

排出者の意識向上により解決する。排出者への指導処罰強化。

法律の次々の改正が、行政、排出事業者、処理業者とも理解できないままに施行され、追いついていけない状況にある。特に、行政側の指導、説明の不足があると思う。

小中高の学校教育現場でモラルの大切さの取り組みが重要だと思う。

## 導入に「反対」と回答

離島県であり、独自の視点・考え方で沖縄県の対応を考えてほしい。まず、現状からきちんと把握すべきと思う。

行政において、処理業者が現実的にどのように処理し、最終処分に至っているのか把握した上で、今後どうすべきか考え、処理業者に協力を求めることも必要ではないか。

処理費が高いのに税金もかかると不法投棄が増加する。県はその前にやることがあるのではないか。

慎重な検討をお願いしたい。

排出事業者への税負担により、不法投棄が多くなると思う。

捨てる時の負担だと不法投棄に繋がりがやすいため、購入する際の負担が受け入れやすいと思う。税の負担は、処理する側でなく、生産・消費・廃棄する側であるべきで、生産者等の企業努力にも繋がると思う。

パトロール指導は年中無休で取り組むべきと考える。不法投棄、不適正処理が許される限り優良処理業者は育成しない。また、一般廃棄物のほとんどが焼却されており、バイオマスやCO<sub>2</sub>排出にもっと配慮すべきと思う。

税収がどのように活用されるか具体的に示されないとわからない。排出事業者等の指導徹底を含む最終のチェック体制を真剣に対応しない限り、良い方向に行くとは思えない。

処理業者が県民のために業を行っていることを行政側からもアピールしてほしい。廃棄物処理業者の良いイメージピーアールをお願いしたい。



## 5. 産業廃棄物の業種別排出量と税負担額試算

業種	総排出量 (注1) (単位:千トン)	総最終処分量 (注1) (単位:千トン)	事業所数 (注2)	租税額 (単位:百万円)	1事業所あたりの 税負担額(年間) (単位:円)
鉱業	-	-	36	-	-
建設業	780	100	5,366	100	18,636
製造業	276	21	3,162	21	6,641
電気・水道業	835	102	37	102	2,756,757
運輸・通信業	8	4	2,072	4	1,931
卸・小売業	24	7	33,112	7	211
金融・保険業・不動産業	-	-	6,134	-	-
サービス業	11	2	20,479	2	98
公務	-	-	-	-	-
合計	1,934	236	70,398	236	3,352

注：1.「総排出量」「総最終処分量」は、沖縄県産業廃棄物実態調査（平成15年度実績・速報値）の数値。

2.「事業所数」は、平成13年事業所・企業統計調査の数値。

## 6 . 沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会の検討経過

	日 時	内 容 等 ( 予 定 )
第 1 回	平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日 午前 9 時 3 0 分 ~ 午前 1 2 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼状交付</li> <li>・ 会長及び副会長の選任</li> <li>・ 懇話会趣旨及び構想についての説明</li> <li>・ 今後の検討の進め方</li> <li>・ その他</li> </ul>
第 2 回	平成 1 6 年 1 1 月 2 9 日 午前 9 時 3 0 分 ~ 午前 1 1 時 3 0 分	( 1 ) 第 1 回会議についての報告 ( 2 ) 構想における検討課題 構想作成段階で整理された論点 離島地域の取扱いについて 税込用途 ( 3 ) 委員提案課題
第 3 回	平成 1 6 年 1 2 月 1 6 日 午前 9 時 3 0 分 ~ 午前 1 2 時	特別委員からの意見聴取 【特別委員】 (社)沖縄県産業廃棄物協会 沖縄県商工会議所連合会 (社)沖縄県工業連合会 (社)沖縄県建設業協会 沖縄県農業協同組合 沖縄県市長会 沖縄県町村会 沖縄県婦人連合会
第 4 回	平成 1 7 年 1 月 1 7 日 午前 1 0 時 ~ 午前 1 2 時	課題の整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税導入が本県経済に与える影響</li> <li>・ 課税技術上の取扱い</li> <li>・ その他</li> </ul>
第 5 回	平成 1 7 年 2 月 1 4 日 午前 1 0 時 ~ 午前 1 2 時	取りまとめ
平成 1 7 年 3 月 7 日      知 事 報 告		

## 7 . 沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会委員名簿

### 専門委員

(五十音順)

氏 名	所 属	役職等
知念 裕	琉球大学 法文学部	教 授
堤 純一郎	琉球大学 工学部	教 授
名城 敏	沖縄国際大学 経済学部	助教授
野崎 四郎	沖縄国際大学 経済学部	教 授
藤田 陽子	琉球大学 法文学部	助教授
葭田 英人	琉球大学 法文学部	教 授

(注 会長 副会長)

### 特別委員

氏 名	推薦団体	役職等	備考
仲 里 全 輝	沖縄県商工会議所連合会	常任理事	
西 村 聰	社団法人沖縄県工業連合会	副 会 長	琉球セメント((株)) 代表取締役
仲 本 巽	社団法人沖縄県建設業協会	副 会 長	(株)仲本建設 代表取締役
嘉 数 博 光	沖縄県農業協同組合	参 事	
仲宗根 正 和	沖縄県市長会	副 会 長	沖縄市長
屋 宜 由 章	沖縄県町村会	副 会 長	大里村長
山 内 晴 子	沖縄県婦人連合会	理 事	
安 里 成 一	社団法人産業廃棄物協会	会 長	(有)沖ケミカル 代表取締役

## 8 . 沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会設置要綱

### (設置目的)

第1条 沖縄における産業廃棄物対策に係る法定外目的税の在り方について検討するため、沖縄県産業廃棄物に関する税専門家懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1)「産業廃棄物に関する税」の在り方と政策効果に関すること。
- (2)税制度及び内容に関すること。
- (3)税収の使途に関すること。
- (4)その他産業廃棄物に関する税に関して必要なこと。

### (組織)

第3条 懇話会は、専門委員6人をもって構成する。

- 2 専門委員は、環境政策や地方財政制度に関し優れた識見を有する者のうちから知事が依頼する。
- 3 懇話会に、検討内容に関して関係団体等から広く意見を聴取するため、特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、関係団体の代表者又は代表者が指名したもののうちから知事が依頼する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成17年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長が事故その他の理由によりその職務を行うことができないときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

### (意見の聴取)

第7条 特別委員は、会長の求めに応じて会議に参加するものとする。

- 2 会長は必要があるときは、特別委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (事務局)

第8条 懇話会の庶務は、総務部税務課及び文化環境部環境整備課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成16年10月5日から施行する。